

地域資源利用型産業創出緊急対策事業 Q & A

【事業全般】

質問	回答
事業の実施期間はどのくらいですか。	<p>基金方式で実施することとしており、太陽光パネルの設置及び先進的なバイオマス利活用施設の整備については、平成21年度から23年度までの3年間実施可能です。</p> <p>先進的なバイオマス利活用施設の実証については、実証期間を3年間としているため、基金は平成25年まで5年間継続させることとしています。</p>
基金管理団体はどこですか。	<p>公募により決定しました。</p> <p>基金管理団体は、NPO法人日本プロ農業総合支援機構(J-PAO、理事長:丹羽宇一郎(株)伊藤忠商事会長)です。</p>
補助率はどのくらいですか。	<p>太陽光パネルの導入については、地方公共団体、農協、NPO法人等非営利民間団体は1/2、民間企業は1/3となります。</p> <p>先進的なバイオマス利活用施設については、特に先進的と認められるものは2/3、その他は1/2としています。技術的の実証に要するソフト経費は定額助成としています。</p>
「特に先進的」の基準はなにか教えてください。	実験室レベルで確立された技術を初めて実証レベルで実施するようなものを想定しています。
事業の規模はどのくらいを想定していますか。	太陽光パネルの設置については、約80億円、先進的なバイオマス利活用施設の整備については、約110億円を想定しています。
一地区当たりどれくらいの事業規模を想定していますか。	<p>太陽光パネルの設置及び先進的なバイオマス利活用施設の整備については、個別の事業申請の内容を精査し、助成額を決定することとしています。事業規模について特段制約はありません。</p> <p>太陽光パネルの設置について、一箇所の設置規模は10kW以上となります。家庭用の利用ではなく、事業としての効率的な利用という観点から下限を設定しております。</p>

質問	回答
実施地区はバイオマстаун限定なのでしょうか。	バイオマстаунやバイオマстаун構想の策定を検討している地域に限定する考えはありません。
実施地区は離島に限定するのでしょうか。	離島に限定する考えはありません。
事業開始はいつごろを予定しているのでしょうか。	太陽光パネルの設置に関する公募は、7月27日より開始し、その後は随時受け付ける予定です。 先進的なバイオマス利活用施設の整備の公募は、第1回目を8月上旬から開始し、一ヶ月程度実施する予定です。
公募は何回程度考えているのでしょうか？1年で終わってしまうのでしょうか？	太陽光パネルの設置に関する公募は、7/27の公募開始後は、随時受け付けとする予定です。 先進的なバイオマス利活用施設の整備に関する公募は、第1回目を8月上旬から1ヶ月間公募を行った後、一旦、公募を止める予定で、その後は執行状況を見ながら、23年度の事業実施期間中、更に複数回実施する予定です。
案件の採択はどのようになるのでしょうか？	太陽光パネルの設置申請については、書類を中心とした審査を行い、採択の可否を判断することとなります。なお、事業の進行状況について現地確認を行うことがあります。 先進的なバイオマス利活用施設の整備申請については、申請案件の先進性について有識者から構成される第3者委員会に本事業の対象となりえる「先進性」を有しているか、「特に先進性」を有することから2/3の補助の対象となるのか等の判断を求めてこととしており、その判断を踏まえ採択の可否を判断することとしてあります。

【太陽光関係】

質問	回答
10kWの出力の太陽光パネルはどの程度の電力を生み出すのでしょうか。	発電量は、例えば東京の場合、年間約10,000kWhです。これは、平均的に一般家庭において利用されているシステムの3倍の規模となります。天候条件により異なり、例えば日照時間の短い日本海側は不利となります。
太陽光パネルの設置費用は10kW当たりどのくらいでしょうか。	正確な価格は個別の条件、付帯工事の内容により異なりますので、見積もりが必要です。なお、標準的な太陽光発電設備の設置工事における実績価格(NEDOのフィールドテスト平成18年度実績値)の平均値は10~30kWで90~110万/kWです。この価格には防水補修工事などの関連工事費は含まれていません。
補助の対象となる太陽光パネルの設置費用に上限はあるのでしょうか。また、全体の事業費について上限はあるのでしょうか。1kW当たりの事業費(費用)について上限はあるのでしょうか。	補助事業については、当然のことながら事業を効率的かつ効果的に遂行し、その費用の節減に努めながら、事業目的の達成を図る必要があります。従って、全体の事業費及び1kW当たりの事業費(費用)について、申請内容を勘案し、その目的の達成のために必要な費用として過大であると認められる場合には、原則として採択されないことになります。
10kWのパネルの設置に必要な面積はどの程度でしょうか。	太陽電池パネルの設置スペースは、約10~15m ² /kWが目安となります。太陽電池の変換効率により、1m ² あたりの太陽電池容量は異なりますが、目安としては、結晶系では約100(W)程度と考えてください。 これに、架台の余長及び取り付け・メンテナンススペース等を加えることとなります。
建物はシステムの重さに耐えられますか	10kWシステムを設置する場合、太陽電池の種類、設置傾斜角によって異なりますが、太陽電池モジュールおよび架台の合計重量は約3000kg~4,500kgです。単位面積当たりは約25kg~50kg/m ² となります。さらに設置条件によって異なる風圧や積雪過重の検討も必要です。 建物の強度については、建築設計した会社や設計事務所に確認しておくのが安全です。
耐震上、防火上の問題はないのでしょうか。	建物の構造・用途、立地等によって条件が大きく異なるため、個別の事業ごとに関連法規に照らして確認することが必要と考えております。 事業の審査時に、建築基準法、電気事業法などの関連法

質問	回答
	規と照らし合わせた結果を提出していただきます。
経済性はあるのでしょうか。	<p>通常家庭用電力料金で農林水産業に関連する業務に電力を利用している場合は、本事業を活用することにより、およそ太陽光パネルの寿命の期間内に償却が可能であると考えられることから、経済性は十分にあると考えております。</p> <p>業務用電力料金で電力を利用している場合は、家庭用電力料金を利用する場合よりも経済的メリットは少ないと考えられますが、今後、太陽光パネルで発電した余剰電力を電力会社が買い取る制度が実施される方向であり、そのような支援を活用することにより経済性を向上させることができると考えております。</p>
個人事業者(個人農家等)で導入することはできるのでしょうか?	<p>太陽光パネルの設置事業については、個人事業者も対象(補助率1/3)としていますが、設置された太陽光パネルにより生産された電力は、農林水産業に関連する業務にのみ使用することが可能なことから、例えば個人事業者の住宅の屋根に本事業により太陽光パネルを設置したとしても、生産された電力は、住宅用に使用してはならず、園芸用ハウスに用いる等、その農業経営に資するよう利用しなければなりません。</p> <p>また、事業効果を明確にする必要があることから、個人事業者の生活費と営農に必要な経費がはっきりと区分可能な青色申告を行っている個人事業者や法人化している農家を対象とすることとしてあります。</p>
本事業による太陽光パネルは以下の場所に設置できるのでしょうか? 卸売市場施設 集会施設 農業用水利施設、集落排水施設 農協の事務所 直売所施設	本事業において設置された太陽光パネルにより生産された電力が農林水産業に関連する業務に使用されていることが担保されていれば、太陽光パネルの設置場所は問われません。ただし、申請内容を勘案して、事業費が過大となるような場所に太陽光パネルを設置する場合には事業が採択されないことになりますので、ご留意下さい。いずれにしても、申請された個別の案件ごとに判断されることになりますが、以下一般的な類型について整理します。

質問	回答	
食品工場 畠畔 個人事業者(個人農家等) の屋根	設置のための要件	設置箇所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に当該施設に設置の上、当該施設の運営コスト縮減のために設置可能 ・ 補助事業で既に作られている施設に太陽光パネルを設置する場合、形状変更の手続きを済ませている。 	卸売市場施設 農業用水利施設、集落排水施設 直売所施設
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産された電力が、農林水産業に関連する業務に使用されていることの明確化が必要 ・ 個人と業務用の電力契約が別になっていることが必要(電力計を別途設置していることが必要) 	集会施設 農協の事務所 食品工場 個人事業者(個人農家等)の屋根
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況が農地の場合、転用許可を得ていること等、農地法上の手続きをクリアしていること。 	畠畔 (注: 畠畔に設置する場合は、太陽光パネルの架台の設置や基礎工事が必要なため、コストが高くつく場合がある。)

【バイオマス変換施設関係】

質問	回答
どのような施設が対象となるのでしょうか。	農林バイオマス3号機等、先進的なバイオマス変換施設が対象となります。技術が確立しているもの(従来方式のメタン発酵施設、木質ペレット製造施設等)は対象としません。
ソフト事業はどこまで認められるのでしょうか。原料代も良いのでしょうか。	施設の光熱費、人件費といった運営費、検討会の開催経費等がソフト事業の対象となります。原料の収集・運搬に係る経費も対象となりますが、原料代は対象としません。
経済性はあるのでしょうか。	原料費、変換後のエネルギー、製品の買取価格等が事業条件により大きく異なることから、個別事業毎に経済性を考慮して事業計画を立てていただくことが重要です。
どのようなプロセスで応募すればよいのでしょうか？	まず、バイオマスを活用する地域の地方公共団体、バイオマスの原料を供給する人、できあがったものを使う人、プラントを作る人、運用する人を巻き込んで地域協議会を作っていただきます。 地域協議会で地域計画を作成してから、基金管理団体に提出していただき、そこで第3者委員会の審査を受けることになります。内容に問題がなく採択となれば、次にプラントの詳細設計図面を含む実施計画を作っていただき、基金管理団体に提出いただきます。内容に問題がなく交付決定されると事業実施者に補助金が交付される流れとなります。

以上